

社会福祉法人津市社会福祉協議会后援等名義の使用許可申請について

各種団体が開催する地域福祉の振興に寄与する事業について、津市社会福祉協議会の後援等名義使用を希望する場合に申請できます。

全ての申請は審査を経て許可を行います。事業内容に営利・商業宣伝の意図が認められるもの、または政治的、宗教的活動に関するもの等には後援等名義の使用を許可しない場合があります。

申請期間	随時受付。(原則として事業開始1か月前までの提出をお願いします。)
受付窓口	本部・各支部 受付・問合せ時間 平日8時30分から17時15分まで (土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く) ※郵送可。事務担当者の連絡先が分かるようにしてください。
申請に必要な書類	・後援等名義使用許可申請書(第1号様式)又はこれに準じたもの ・任意様式の収支予算書(入場料、参加費等徴収しない場合は不要) ・事業の内容が分かる要綱・チラシ等の資料 ※団体概要等が把握できていない場合、定款・規約等の提出を求める場合があります。 ※その他必要と思われる書類等の提出を求める場合があります。
変更・中止する際に必要な書類	・後援等事業内容変更・中止届出書(第4号様式) ※変更内容によっては許可を取り消すことがあります。
報告に必要な書類	・後援等事業実績報告書(第6号様式) ・任意様式の収支決算書(入場料、参加費等徴収しない場合は不要) ・事業の実績が分かる実績報告書、チラシ等の資料 ※その他必要と思われる書類等の提出を求める場合があります。
注意事項	・事業が後援等名義使用許可の基準に反したと認められた場合等は、許可を取り消すことがあります。 ・印刷物等の作成・配布等は許可が下りてから行ってください。